

第百二回 参議院建設委員会會議録第十三号

昭和六十年六月十八日(火曜日)
午前十時六分開会

委員の異動

六月十二日

辞任 志村 哲良君

補欠選任 岩動 道行君

六月十三日

辞任 青木 新次君

補欠選任 野田 哲君

六月十四日

辞任 野田 哲君

補欠選任 青木 新次君

六月十五日

辞任 岩動 道行君

補欠選任 志村 哲良君

六月十七日

辞任 上田耕一郎君

補欠選任 内藤 功君

六月十八日

辞任 安孫子藤吉君

補欠選任 佐藤榮佐久君

出席者は左のとおり。

委員長

理事 本岡 昭次君

堀内 俊夫君

増岡 康治君

増田 盛君

青木 新次君

植木 光教君

工藤万砂美君

佐藤榮佐久君

志村 哲良君

説明員

資源エネルギー庁長官官房総務課長

林 暉君

衆議院議員

建設委員長 保岡 興治君

建設委員長代理 中島 衛君

建設大臣 木部 佳昭君

建設大臣 河本嘉久蔵君

建設大臣 永田 良雄君

建設大臣 鴻巣 健治君

建設大臣 佐藤 和男君

建設大臣 豊蔵 一君

建設大臣 松原 青美君

建設大臣 高橋 進君

建設大臣 牧野 徹君

建設大臣 井上 章平君

建設大臣 田中淳七郎君

建設大臣 吉沢 奎介君

建設大臣 田熊初太郎君

建設大臣 常任委員会専門員

建設大臣 建設省都市局長

建設大臣 建設省河川局長

建設大臣 建設省道路局長

建設大臣 建設省住宅局長

建設大臣 建設省建設経済局長

建設大臣 建設省建設経済局長

建設大臣 建設省建設経済局長

建設大臣 建設省建設経済局長

建設大臣 建設省建設経済局長

建設大臣 建設省建設経済局長

建設大臣 建設省建設経済局長

建設大臣 建設省建設経済局長

建設大臣 建設省建設経済局長

参考人

資源エネルギー庁石油部備蓄課長

横川 浩君

本州四国連絡橋公団理事

吉田 巖君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○日本道路公団法等の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○参考人の出席要求に関する件

○建設事業並びに建設諸計画に関する調査(明石海峡大橋の建設問題に関する件)

(都市緑化に関する件)

(志布志湾埋立造成工事に関する件)

(大阪湾岸道路及び関西国際空港連絡道路建設問題に関する件)

○委員長(本岡昭次君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

昨十七日、上田耕一郎君が委員を辞任され、その補欠として内藤功君が選任されました。

また、本日、安孫子藤吉君が委員を辞任され、その補欠として佐藤榮佐久君が選任されました。

○委員長(本岡昭次君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(本岡昭次君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に青木新次君を指名いたします。

○委員長(本岡昭次君) 日本道路公団法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、提出者衆議院建設委員長保岡興治君から趣旨説明を聴取いたします。保岡興治君。

○衆議院議員(保岡興治君) ただいま議題となりました日本道路公団法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

第一は、余裕金の運用範囲の拡大についてであります。

現在、日本道路公団等建設省所管五公団の余裕金の運用につきましては、有価証券の取得のほか郵便貯金及び銀行への預金に限定されておりますけれども、これらの公団の資金の適切な運用を図るために、その運用先の幅を広げておく必要があると思われまふ。このため、建設大臣の指定する金融機関についても余裕金の運用先とすることができまふよう、日本道路公団法、首都高速道路公団法、阪神高速道路公団法、本州四国連絡橋公団法及び住宅・都市整備公団法を改正しようとするものでございます。

第二は、道路債券の発行規定の整備についてでございます。

日本道路公団の資金調達の効率化を図るため、同公団が英米市場で外貨道路債券を発行した場合、債券を失った者に交付するため発行するいわゆるかりわり債券については、建設大臣の認可を要しないこととするものでございます。

以上が、本法律案の提案の理由及びその内容でございます。何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(本岡昭次君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

別に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(本岡昭次君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○山中郁子君 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました衆議院建設委員長発議による日本道路公団法等の一部を改正する法律案に反対の討論を行うものであります。

この法案の柱の一つは、日本道路公団のかわり債券発行について大臣認可を廃止することであり、我が党が本法案に反対する主な理由はこの点にあります。

我が国の道路建設の現状は、国民生活に関連する道路整備が極端におくれていることは対照的に、大資本本位、産業基盤優先の高速道路網建設が重視されてきたことはだれも否定できない事実であります。日本道路公団の高速自動車道建設は、反国民的、大企業優先の道路計画を一層推進するものと言わなければなりません。本法案は、そのために道路公団の高速自動車道建設資金調達手段の拡大を図り、ますます高速道路優先の道路計画を推進しようとするものであり、我が党はこの点から反対するものであります。

なお、日本道路公団等の余裕金の運用先を農協その他の金融機関に拡大することには賛成するものであります。本改正案がさきに述べた重大な問題点と抱き合わせにされているので全体として賛成することができないものであることを申し上げ、私の反対討論を終わります。

○委員長(本岡昭次君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(本岡昭次君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。日本道路公団法等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(本岡昭次君) 多数と認めます。よって、本法案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(本岡昭次君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(本岡昭次君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

建設事業並びに建設諸計画に関する調査のため、本日、本州四国連絡橋公団の役職員を参考人として出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(本岡昭次君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(本岡昭次君) 建設事業並びに建設諸計画に関する調査を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○松本英一君 本日の八日に、徳島県鳴門市と兵庫県淡路島とを結ぶ、本州四国連絡橋のうち、大鳴門橋が完成し、逆巻く渦潮をまたいで鳴門と淡路島を結ぶ開通式が行われました。

大鳴門橋は、歴史的に見ると、徳島県民、いや四国四県の人たちの悲願の達成であり、国民の夢の成果であり、技術的には近代技術の粋を凝らした日本の架橋技術の傑作であると信じております。

しかも、私が十五年前の質問をいたしましたその思い出を振り返ってみますと、当時、我が党に

おいても賛成、反対の声相半ばする中で、質問に對してもいろいろな支持に基づいての相半ばする賛否両論がございました。そのときに、我が党の建設部会の中で、兵庫四区出身の三木喜夫先生がただ一人私を援助してくれました。

本岡委員長のもとで本日十五年ぶりに建設委員会が質問をするに際し、思い出を込めて、しかも当時の徳島県知事の写真もここに貼ってあります。さらに、副知事であり、徳島市長を歴任した私の親友武市一夫氏、現在、徳島県信用保証協会の会長をしております武市一夫氏は、この大鳴門橋の建設に際して、本人自身が県財政課長であった当時を振り返りながら三十年前の思い出を語っております。それは、徳島県の原知事、兵庫県の原口神戸市長の思い出を語りながら、本日にやれるのだろうかという思いにふけりながらも、やうと三十年ぶりにできたという思い出を語っております。

私といたしましては、十五年前の昭和四十五年四月二十四日、本会議において地方道路公社法案についての代表質問、またその法案に関連する有料道路の一端として建設を予定される本州四国連絡架橋について、当時の佐藤総理を初め、関係各大臣の明快な御答弁を求めました。その詳細は、官報号外として、同日、参議院會議録第十三号により御承知願いたいと思っております。

質問の要点を簡潔に申し上げます。

本州四国架橋問題は十数年前からエスカレートし、明石―鳴門、児島―坂出、尾道―今治の各ルートに關係する地元の人々は、朝野を挙げての誘致合戦が展開されていきました。歴代関係閣僚の放言は枚挙にいとまがありません。四十四年七月をタイムリミットに關係閣僚協議会が当時の建設大臣は順位を決めると胸を張って言明をされました。結果はどうでしょう。七月決定を見送った政府は、的を失って、十月ごろだとか、佐藤総理訪米後とか、衆議院議員選挙後とか言われる一方、自民党首脳部から三ルート同時着工の案が飛び出すに至りました。

私は、それに基づいて、本会議並びに建設委員会で、本州四国連絡橋の同時着工論を主張いたしました。それに対して、佐藤総理は松本君の同時着工論はいかがかと思われと申されました。私が触発されたその同時着工論は、明石―鳴門の鉄道併用橋の鉄道を外して道路単独橋にしない、そうして一本しか通らない併用橋、児島―坂出あるいは尾道―今治にその費用をつければ同時着工ができるのではないかと主張なんです。これは十五年前から私の主張であります。感無量の三文字に尽きる思いを込めて質問をいたしておるところであります。

関係地方公共団体では、既にそのころ十億を超える調査運動費を投じていることは世人のひとしく認めておるところであります。佐藤総理は、かかる陳情合戦をどのように解釈されておられるのか、総理自身が苦々しく思っておられるように、指導性を欠いた態度についてどう反省されておられるのか、さらに關係閣僚の無責任な発言の数々について地元民に対する責任をどのように考えておられるか、佐藤総理の政治姿勢についてお伺いをいたしました。お答えはさつき報告したとおりであります。

こういう問題を踏まえながら、八日の大鳴門橋開通式に本部建設大臣は出席をされ、記念すべきテープカットに臨まれたと承知をいたしておりましたが、開通に当たり、大臣の所感をまずお伺いをしたいと思っております。

○国務大臣(木部佳昭君) 数多くの先輩の政治家の皆さん方や、それからまた地域の皆さん方のそれそれのお立場で推進をされてまいった、また同時に、非常に自然景観といえますか、あの渦潮の景観のところに橋を開通するというようなことをいろいろ考えてみますと、私はまさに今世紀における我々の先人や技術陣を結集した英知の文化財である、実はそういうふうな感じに打たれてこの間テープカットをさせていただいたわけでございます。

○松本英一君 十五年前の五月九日に建設委員会

において、私は、鉄道併用橋にすれば、その積載荷重、そのために起こる根入れの工事が非常に深いところの工事となる。併用橋の場合の根入れ工事、あるいは道路単独橋の根入れ工事は、当然根入れの深さが違うわけです。自動車道だけでやられるとするならば、それだけの安全度もあり、工費の削減にもなつて同時着工ができるのではないかと再三再四お尋ねをしておるわけでありました。そのような長い年月の、しかも各県それぞれに東京に事務所まで持って、四年間、陳情だけで何にもできないというような職員の孤独感はある早く終止符を打つべきではないのか、そのように感じておりますとの質問に対し、当時の橋本運輸大臣はとつともない答弁をいたしております。

私も風洞実験、殊にアメリカでタコマ橋が台風のためにねじ倒れた、その映画を拝見しました。私は、技術者、松本さんもその方の技術者であると思ひますけれども、一応、日本の技術者がこの方面にかけては世界一流であると答弁をされました。私は、十五年前ですから、切れたタコマ橋の話には触れていないのです。十五年前に、そんな縁起の悪い話なんか国会の場で質問をするような、私はそういうことを嫌ひ続けておるのであります。

しかし、ここで言われたタコマ橋とは、アメリカのワシントン州タコマ海峡にかけられた道路単独橋のことです。一九四〇年七月に完成したこの橋は、当時世界第三位を誇り、中央径間、スパンは八百五十三メートル、明石海峡の中央スパン千七百八十メートルの半分にしかすぎません。これがわずかに完成後四カ月にして、鋼鉄のつり橋が紙細工かあめ細工のように中央部分が突つたという間に引きちぎられ、ばらばらと崩れ落ちていったのです。しかも、この橋は、当時、最先端の長大つり橋理論に基づいて設計され、設計風速も毎秒四十メートルであつたにもかかわらず、毎秒十九メートルの風にあおられてしまつたということです。これは、その後の研究により、橋が振

動することによつて周りの空気も乱され、その乱れによつてさらにつり橋の振幅が拡大していく自動振幅という現象を起こしたのが落橋の原因であつたということです。つまり、設計上、計算上では万全といへども、このようなことが起こる可能性は皆無と言えないわけでありました。

それでは、根本建設大臣の的確な答弁でありました濃霧あるいは台風、そういう風の影響に對しての問題について、建設大臣の御答弁を求めます。

○参考人(吉田巖君) ただいま先生からタコマ橋の話が御紹介ございました。大鳴門橋の場合はいかがか、こういう御質問と承りました。

大鳴門橋の場合は……

○松本英一君 明石海峡。

○参考人(吉田巖君) 明石海峡でございますか。わかりました。

明石海峡大橋の計画でございますが、現在、私も明石海峡大橋の調査を継続しております。今御質問の風に対する設計でございますが、つり橋の風に対する設計に關しましては、ただいまお話ございましたタコマ橋の非常に苦い経験を踏まえまして、つり橋の断面の大体三十分の一から五十分の一の模型をつくつて、風洞に入れて、それでその縮尺に應じた風を当てて、その風のもとでつり橋が、先ほど先生御紹介あつたいわゆる振動によつて、振動がだんだん発散をしていく、どんどん大きくなつていく、これを自動振動と呼んでおりますが、そういう現象が起こらないように、そういう現象が起りませんということが検証されるまでつり橋の断面を変えて、安定性をチェックして、そしてつり橋の断面を決めております。

過去の、今まで我が国に襲つてまいりました台風、こういう台風に對しても十分安全なように設計をしております。

○松本英一君 吉田理事、御出席ありがとうございます。

出版願からいいますと、ここに共同通信社内政部長の加藤宜利さんの「虹よ永遠に 本四架橋物語」が出ております。これの序文は、高橋さん、高橋さんで二人いらつしやるので混雑しますけれども、本四連絡橋公団の總裁の高橋弘篤さん、道路公団の總裁の高橋国一郎さんの序文が載つております。これは、今御答弁いただきました吉田巖君、本四連絡橋公団の理事の推薦文があります。川田工業株式会社の社長の著による「歴史のなかの橋とロマン」であります。本場にこの二つの本、参考になりました。また、私が承知をいたしてありますのは、昭和三十六年十一月五日が初版であります。藤沢衛彦氏の監修による「少年少女もののはじまり」の三冊であります。特に、「虹よ永遠に」の本の中では心に涙があふれるような文章になつておりますし、あなたが御推薦をなさつた、序文をお書きになつたものには、アメリカあるいはイギリスにおけるいろいろな鉄道橋事故が書かれております。

語」が出ております。この序文は、高橋さん、高橋さんで二人いらつしやるので混雑しますけれども、本四連絡橋公団の總裁の高橋弘篤さん、道路公団の總裁の高橋国一郎さんの序文が載つております。これは、今御答弁いただきました吉田巖君、本四連絡橋公団の理事の推薦文があります。川田工業株式会社の社長の著による「歴史のなかの橋とロマン」であります。本場にこの二つの本、参考になりました。また、私が承知をいたしてありますのは、昭和三十六年十一月五日が初版であります。藤沢衛彦氏の監修による「少年少女もののはじまり」の三冊であります。特に、「虹よ永遠に」の本の中では心に涙があふれるような文章になつておりますし、あなたが御推薦をなさつた、序文をお書きになつたものには、アメリカあるいはイギリスにおけるいろいろな鉄道橋事故が書かれております。

鉄道橋事故については、アメリカにおける鉄道の最初の試みの一つが、一八六五年、オハイオ州のアシュタビューラで、スパンが四十八・五メートルのトラス橋です。御承知のとおりです。それから十一年、鉄橋は十分に人々の期待にこたへましたが、一八七六年の暮れも押し詰まつた十二月二十九日の夜、雪の中でこの鉄道の列車は川底へ落ちていったことです。同鉄道の技師長チャールズ・コリンズは証言の数日後自殺をいたしてあります。少年少女が読む本の中で、イギリスの北部のティール川、今から百六十年前ですか、日本で言うたら明治十二年、そこでやはり十二月の風の夜に六十メートルのスパンのところ、鉄橋が切れて、それで乗客が死んでしまつたということです。

そんな話は十五年前したくなかつたんです。それと同時に、運輸省出身の佐藤總理あるいは橋本登美三郎運輸大臣、国会議員の国会での質問、あるいは県議会でも同じですけれども、議会人といふのは、速記録に必ず残るんです。だから、あんなに答弁はしない方がいいんです。私が質問したときに、先ほど申しましたように、橋本大臣は、技術では世界一流であると言われた。同日、我が

党の田中一議員が質問をいたしました際に、こういう答弁をされております。「日本は御承知のように道路関係と申しますと、いづれかといへば、ヨーロッパに比べますと」と百年ぐらいいくれている。これは田中さんは専門家でありますから御承知であります。百年近くおいては「国鉄出身だから優位を誇り、建設についてはヨーロッパより百年近くおいておるといふ、こういう物の感覚、考え方がそもそ間違つておると私は感じますが、皆さんどういふ御答弁をなさいますか。」

○政府委員(田中淳七郎君) 私、その方向の勉強を、先生が言われた質問書といひますか答弁を見えておられないので、まことに恐縮でございますが、ちよつと答えかねます。恐れ入ります。

○松本英一君 ポルトガルに四月二十五日橋というのがあります。これはもとの名前はタイガリーパス橋というんですけれども、革命記念日にちなんで四月二十五日橋というんです。全長二千二百七十八メートル、中央スパン千三百三十三メートル、これは一九六六年完成し、道路部分のみ開通いたしました。明石海峡は中央スパン千七百八十メートル、大体十五年前から併用橋の不可を唱えておるのに、この橋もだめ。一昨日、TBS、九州ではRKB毎日で、三十五年前の一六七〇年、寛文十年、かんがいトンネルの放映がなされました。三百年前のトンネルあるいは千年前のトンネル、現代における橋梁技術の進歩はまさに驚くべきことと思ひます。しかし、今申し上げました千七百八十メートルの中央スパンを持つ鉄道併用橋が今必要であると思ひますか、御答弁願ひます。

○政府委員(田中淳七郎君) 結論から申し上げますと、先生御案内のように、去る四月に本四連絡橋公団から、今までは鉄道橋及び道路橋の併用の案であつたわけでございますが、その後の経済状況等を勘案しまして、また国鉄の財政状況等を勘案しまして、去る五十六年に建設省の方から本四公団に、明石橋に關しまして道路単独橋とし

ての可能性いかん、そういう調査の結果を求めたわけでございます。その結果が六十年の四月に本四公団から出てきまして、その結果を簡単に申し上げますと……

○松本英一君 もういいよ。

○政府委員(田中淳七郎君) よろしゅうございませう。

鉄道橋でも十分採算がとれるということでございます。

○松本英一君 最後です。

弘法大師、空海和尚は、昨年が御遠忌千五十年祭です。讃岐出身の和上が、四国八十八所の第一番霊場として霊山寺、二番札所極楽寺、三番札所靈場金泉寺と阿波二十三カ寺があるのでありますけれども、これはどうして阿波の鳴門に第一番、二番、三番、二十三番が薬王寺を踏まえてあるかということ、これはこの次の、私も一年まだあるそうですから、今度予算委員会なり内閣委員会なりで質問しますし、允恭帝の時代における日本書紀に基づいて、あるいは紀貫之時代の土佐日記を通じて質問を展開することをここに申し述べて、私の質問を終わります。

○馬場富君 都市の緑化の推進について、若干お伺いいたします。

最近、国民の所得が向上するにつれて、国民の要望も物の充足から次第に心の豊かさに向かいつつあります。このような中で、人間の生活の場である都市環境を快適なものにするということは建設行政の中でも重要性を増していると思うわけでありまして、建設省も都市景観懇談会を設置して検討が行われているようだが、そのねらいとするところは何か、その点を明らかにされたいと思えます。

○政府委員(牧野徹君) 先生もただいまおっしゃいましたように、潤いとか安らぎを求める市民の声が強くなっております。そこで、私どももいたしまして、街路とか公園とか、そういう事業を進める際に個別のものがよりよくなるように努めておるところでございますが、今やそれをさらに

総合化したといえますか、都市景観全体としてそれをさらによいものにするということが非常に強く求められるような状況になってきております。

そこで、都市景観を全体としてよりよくするためにはどういふことをしたらいいかということ、今お尋ねの都市景観懇談会というのをつくったわけでございます。昨年の七月につくりまして、武蔵野美術大学の芦原先生に座長になっていただきまして、委員二十四人程度で鋭意今御審議を願っておりますが、ねらいとするところは、都市景観形成の基本的な考え方、それからそれにアプローチするための計画的な景観の形成方策、あるいは緑化による景観の形成方策、あるいはまた街路等沿道の景観形成等各般の方策について御議論をお願いしておる状況でございます。

○馬場富君 良好な都市景観の確保の観点から都市の緑化は非常に重要であります。また密集した都市における防災等のためのオープンスペースという意味からも緑地、公園等の確保は不可欠な問題であると考えられるわけでございます。こういう認識から、中曽根内閣も緑化の推進を重点施策の一つに掲げているようでございます。

そこで、都市部における緑化の推進に大きな役割を担う建設省及び国土庁はどのような対策を進めているのか、明らかにされたいと思えます。

○国務大臣(河本嘉久蔵君) 都市緑化でございますが、住民の健全な生活環境の形成、それから無秩序な市街地の拡大の防止、災害時における避難地の確保、そういう意味で重要な機能を有しておると考えております。このため、国土庁では首都圏基本計画に大都市圏整備における緑地空間の形成を位置づけるとともに、近郊緑地保全区域の指定などによりまして緑地の保全に努めているところでありまして、

また、先般提案しました首都圏改造計画におきましても、防災緑地網の整備、都市景観の整備等を緑地の確保とともに密接に関連する重要な検討課題として提示しているところでございます。今

後これらの具体化に向けてまして、関係省庁との連携を図りながら検討を進めていくつもりでございます。

○政府委員(牧野徹君) 都市景観でありますとか、あるいは防災のために都市緑化が重要だと思いがどうかというお尋ねでございますが、まず基本的に、私どもはおっしゃるとおり緑の重要性というものを認識いたしまして、昭和五十二年から緑のマスタープランというものをつくって、それに基づいて事業を進めております。特に、良好な都市景観を形成するためには、ただいま第三次の都市公園等整備五カ年計画というものを進めておりますが、その整備を初め、また都市緑化のための植樹等五カ年計画というのもございます。そういうもので緑化を進めております。

また、防災面について一言だけ申し上げますと、同じくこの第三次の五カ年計画の重点施策として、大震災発生時における国民の生命の安全を確保するために、避難地、避難路として機能いたします防災公園というものを重点的に整備を進めておるといふ状況でございます。

○馬場富君 先般、建設大臣は昭和六十五年に花と緑の国際博覧会を開く構想を明らかにされましたが、その構想を当委員会でも明らかにしていただきたいと思えます。

○国務大臣(木部佳昭君) 今、国土庁長官からも御答弁がございましたように、私どもは二十世紀に向けて、緑あふれる、またいかにして良好な、しかも災害やなんかに耐えていけるようなそういう都市づくりをしていくか、そういうことが非常に大きな建設行政の柱でございます。したがって、多くの人々に例えば潤いを与えようとか、またそういうものが人と人との交流の場であるとかコミュニティの場であるとか、そういうふうなやつぱり都市機能を回復させる努力をしなければなりません。

その中におきまして、私どもは戦後四十年間、駆け足で駆けめぐって今日を迎えておるわけでございますが、やはり率直に申し上げまして、非常

な発展はいたしたわけでございますが、そういう中におきまして空間とか、また緑の問題とかというふうな、そういう問題は余り考える余裕もなかったといえますか、一生懸命走ってきた。そういう点を今静かに考えてみますと、人間にもっと潤いを持たせるとか住民の環境をよくするとかというふうなことが非常に大きな行政上の課題でございます。

したがって、私どもは緑の三倍計画という計画を立てまして、そして二十一世紀の初頭には政府が管掌します、例えば三メートルぐらい以上の木を少なくとも一億本ぐらいの目標を立てて、そしていろいろな学校であるとか、また公民館であるとか、また公園等につきまして思い切ったそうした計画を実行するようにというふうなことをこれから具体的に進めてまいりましょう。

その一環として、ちょうど六月の三日でございますが、「都市・緑・市民」という国際シンポジウムを実はお願いしたわけでございます。そのときに私の方から、一九九〇年に日本で花と緑の国際博覧会をぜひ開催したいということでシンポジウムの機会を宣言をいたしました。そういう意味で、建設省といまして、今申し上げますように、開催について検討をし、またその準備にこれから各省庁やなんかも調整を図りながら全力を挙げて努力していきたい、こういうふうな考えでおるわけでございます。

○馬場富君 その構想の一つとしては、やはり日本が世界に先駆けて国際博覧会を開く以上は、緑の点についてしっかりとこの国よりも前進的にやっていきたい、こういう考えからでございますか。その点どうでしょうか。

○国務大臣(木部佳昭君) 国際的な協調はもちろんのことでございますが、地域住民とか皆さん方の参加意識といえますか、こういうふうな種々のものは法律で縛るとか法律でどうこうするというところとじゃございませんで、やはり皆さん方の、住民の方々やそういう方々の参加を求めるといふことが非常に大事でございます。また同時に国際間

の協調ということも大事でございますので、そういう趣旨で一九九〇年に日本に花と緑の国際博覧会というものをぜひ誘致したい、こういうふうな考えておるわけでありませう。

○馬場富君 やつぱり緑の造成も必要でございますが、最近新たな開発の進行や土地利用の高度化に伴って貴重な緑が次々と失われている状況もございます。建設省あるいは国土庁は、都市部における緑がどのように推移しているか実情を把握しているか、その点説明願いたいと思ひます。

○政府委員(佐藤和男君) お尋ねの都市全体のことはまた後ほどお話があるかと思ひますが、一番都市化の進展が著しい首都圏五十キロ圏の範囲で最近の調査を行っております。その結果によりますと、昭和四十六年に約五十九万ヘクタールい

わゆる緑地と称するものがあつたわけでございませうが、これが五十六年の時点では五十三万六千ヘクタール程度に減少してございませう。それぞれい

わゆる緑地率で見ますと、四十六年の時点で五七〇程度、それから五十六年で五二〇程度になると思ひますが、この間で約五万四千ヘクタール程度の緑地の減少ということになってございませう。

なお、この場合の緑地の対象は、調査のベースでは固定資産税台帳などを使つてございませうが、いわゆる田畑等を含んだ非常に広義の意味での緑地でございます。

○政府委員(牧野徹君) お尋ねの緑の総量把握という問題は、緑という言葉は簡単にございませうが、いろいろ緑地だとか緑に覆われた緑被だとか草地とかいろいろございませうので、残念ながら現時点において統一して数字的に把握するといふ点はまだ行われていないわけでございませう。ただ、御指摘のように、一般的な傾向としては都市部で開発が行われれば今お話があつた農地、樹林地等は失われますが、一方、私どもも積極的に公園緑地でございますとかあるいは街路樹整備等も行つてい

二十三区で申し上げますと、昭和四十七年は二五〇でありましたものが、ランドサットの解析で昭和五十八年には二二・五とマイナス二・五という数字になってございませう。ただ、一方、例えば神戸市の旧市街地を見ますと、同じ緑被率でございませうが、四十七年は二一・〇でありましたものが五十二年、五年後には二四・三と三・三もふえておるといふような状況もございませう。

そういうことでございませうが、いずれにいたしましても緑の問題は大変大事でございませうので、私もといたしまして、今後数字的にしつかり現状把握をしていきたいといふふうに考えてございませう。

○馬場富君 私は、先般フランスのパリに行つたときに、建築物と同じようにやはり樹木に対しても非常に制限を持つて都市が管理しておるといふ点を実は聞きました。これは非常にすばらしいことだと思ひますが、都市部における緑はどの程度存在すれば景観上あるいは防災上などから見て妥当な水準であるかと考えられるか、お尋ねいたします。

○政府委員(牧野徹君) おっしゃるとおり、都市部でどのくらいあるかというのはなかなか難しい問題でございませうが、一応私どもは現在緑のマスタープラン、先ほど御説明したもので整備を進めておるわけでございませうが、その基本にございませうのは昭和五十一年に都市計画中央審議会の御答申がございませう。

そこで、まず望ましい量といひますが、こうあつたらいなという量といひましては、個人の庭の緑なども含めた意味では面積に対しておおよそ四〇％から五〇％が望ましい。ただ、その中で個人の庭といふのはいろいろ改変されることもございませうので、しつかりした緑といひますか、公園緑地が代表でございませうが、あるいは水辺とか山林等も含めまして、そういうもので約三〇％は欲しいといふことでございまして、私どももそういうふうな地方公共団体に御指導申し上げてい

○馬場富君 都市に緑を確保するためには、現存する緑の保全と、公園など新たな緑の創造を並行して進めていく必要があると思ひわけでございませう。都市緑化を進めるため現在緑のマスタープランの制度がありますが、その策定状況はどうか、また制度は策定されただけでは意味を持たないが、実際はどのように運用されているのか、説明されたいと思ひます。

○政府委員(牧野徹君) 緑のマスタープランでございませうが、これは都市計画による基本的な計画の一つでございまして、都市における緑とオープンスペースに関する規制、誘導、整備等の諸施策を総合的に進める指針となるものでございませう。

お尋ねの策定状況でございませうが、現在、全国には都市計画区域は千二百八十八ございませう。その千二百八十八のうち約八割に該当いたします九百八十四都市計画区域で策定が完了してございませう。残りのところも鋭意急いでいたでございませう。残りのところが、具体的に、それに基づきまして公園緑地でございませうとか、あるいは緑地保全地区等の都市計画の決定あるいは都市計画事業を実施しておるといふわけでございませう。

○馬場富君 総体的にいひまして、現在後退していく緑の保全には、行政だけではなくて、やはり住民の協力によるところも大きいと思ひわけでございませう。しかし、まず行政がその気になれば緑化できる公共施設の緑化促進がまず必要だ、このように考えますが、公共施設の緑化はどのように進められておるか、この点も御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(牧野徹君) おっしゃるとおり、まず、みずから公共施設を緑化していくといふことは大事だと思ひます。

そこで、私どもは、一応建設省の所管の公共施設でございませうが、その緑化を図るために都市緑化のための植樹等五カ年計画といふものを現在つくつてございませう。これは現在のものは五十七年度以降六十一年度までの五カ年間でございまして、この五カ年間に、面積で言いますと一万四千ヘクタ

ール、樹木の高木、本数でいひますと千四百三十八万本を植えるといふふうなことで計画して、現在おおむね順調に推移してございませう。

なお、先ほど大臣からお話のございました今後のお話でございませうと、二十一世紀を展望した上で所管施設に係る樹木を三倍、先ほど大臣が約一億本とおっしゃつたかと思ひますが、にすることを目ざして都市緑化を進めたいといふふうに考えてございませう。

○馬場富君 現在ある緑を保全する制度としては、例えば風致地区制度あるいは緑地保全法あるいは樹木保存法、生産緑地法等制度はいろいろと存在してございませう。ところが、それらが実際に効果を発揮しているかどうかといふことはかなり疑問な点がございませう。これらの制度の意義についてどのように考えてみるか、また制度的な面から再検討する時期に來ておるのではないかと、このように考えるが、いかがですか。

○政府委員(牧野徹君) 若干、法律にまたがるお話でございませうので、一つ一つに分けて御説明申し上げたいと思ひます。

まず、風致地区制度といふのは御存じのように一番歴史的に古い、旧都市計画法時代からある制度でございませう。いわゆる都市の風致の維持を目的とするものでございまして、指定しますと、地方公共団体の条例で開発行為とか建築行為を規制しながら保存していく。現在の指定状況でございませうが、七百二十七地区で約十六万二千ヘクタールほど全国で指定をしてございませう。十分効果を上げてい

それから二番目の御指摘の都市緑地保全法、これは昭和四十八年にできた法律でございませうが、いわゆる名前のとおり都市の緑地の保全あるいは緑化推進、あるいは先ほどからお話のございました住民の緑化に対する協力といふ意味で緑化協定制

度といふふうなことを決めておるわけでございませうが、それなかなか効果を上げてい

ございます。それから緑化協定は住民の方々の御努力で三百八十四地区で千九百ヘクタールほど定められて、相当緑豊かな市街地形成に役立っております。それではないかというふうに考えております。

それから先ほどバリのお話がございましたが、木を保存していくというふうな点で樹木保存法、本当の名前は長い法律でございますが、この法律は昭和三十七年でございまして、いわば都市の美観風致に役立っております。木を指定して保存していくというところでございまして、この実績は、保存樹は約六千八百本ほど、面積では三百三十ヘクタール程度になっております。

それから最後の生産緑地でございまして、これは御存じのように線引き制度後四十九年につくられた制度でございまして、市街化区域内の農地の環境保存機能と、次の開発に備える多目的保留地の機能、この二つの機能を有する農地を指定しておるわけでございまして、都市環境の計画的かつ段階的整備というものに相当効果を上げておるのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、ただいま申し上げましたような幾つかの法律なり制度を総合的に運用することによりまして、緑とオープンスペースの維持なり保存なりに努めているところでございまして、現時点におきましてはこれらの改正予定を考へてはおりない状況でございまして。

○山中都子君 私、大隅半島志布志湾の石油国家備蓄とこの建設との関係で、埋め立てのための採石事業、この点についてきょうの機会にお尋ねをしたい、こう思っております。

通産省においてをいただいておると存じますが、初めに、石油の国家備蓄計画について志布志での概要、ごく簡潔で結構ですけれども、お知らせいたしたいと思います。

○説明員(横川浩君) 志布志国家石油備蓄基地の計画概要について御説明させていただきます。鹿児島県の志布志湾におきまして約百九十六ヘクタールの埋立地を造成いたしまして、その上に陸上タンク方式によりまして約五百万キロリット

ルの原油貯蔵施設をつくるという計画でござい

○山中都子君 この備蓄基地は、一度オイルインしたらいざというとき以外には、いわば日常的にというのでしようか、そういうふうにご利用するということはないのかどうか。

○説明員(横川浩君) 先生御指摘のとおり、この国家石油備蓄基地の利用につきましては、基本的には原油の出し入れを緊急時において行うということで考えております。ただ、具体的な国家備蓄基地の利用の形ということになりますと、将来の石油情勢、また民間のタンクも含めました全国的な貯蔵施設の状況といったことも関係いたしてまいりますので、こういった点も踏まえまして、志布志基地の利用のあり方につきましては今後検討していきたいと考えております。

○山中都子君 いわゆる通常常程度の活用ということもあり得るというふうな今の御答弁は承つてよろしいでしょうか、今後の問題として。

○説明員(横川浩君) 基本的、原則的にはやはり緊急時の使用ということになっております。ただ、絶対通常時に使うことがないかということになりますと、それはそのときどきの状況で、それを否定することはできないかと思ひます。

○山中都子君 今の御答弁にもありましたけれども、百九十六ヘクタールに上る洋上の埋立造成事業ですが、これは県の事業として六十一年の一月に着工して進んでいるわけです。この埋め立てによつてできる造成地はそつくり石油公団が買い受けるという方向になると聞いておりますけれども、それはそのとおりかどうかということが一つ。それから、もしそうであるならば、事業主体は県ということではございまして、実質的には石油公団の意向が全面的に反映されるものでありましようし、公団の事業を代行している県はそういう性格がかなりあると私は考えられるのですけれども、その点について通産省の御見解をお伺いしたい。つまり、石油公団の代行的な意味があるというところは、県とは言いがたそれはやは

り国としてもかなり関係のある問題であるという意味も含めて見解をお伺いしたい。

○説明員(横川浩君) 現在、鹿児島県が埋め立ての事業をやつておられるわけでございまして、この埋立工事が終了いたしました後、竣工認可といったような必要な手続が終了した段階で石油公団がこれを買収するということになっておられるわけでございます。しかしながら、これはあくまでも備蓄基地を志布志地区に誘致したいという地元鹿児島県の責任において施行されておられる仕事というふうに考えておりますので、そういう意味では県本来の事業と我々は考えております。

○山中都子君 先ほど申し上げましたように、でき上がった石油公団が買い取るわけで、そういう点につきましてはやはり形式的には現在県工事として行われていても、性格としては国の責任と関係がかなり強く石油公団を媒体にしてあるということをお私に指摘しておきたいと思ひます。

それで、これは昨年暮れに行われた県の発注にかかわる第一工区から第四工区までの指名競争入札の問題なんですけれども、談合疑惑が現地で明るみに出ましても、県内の新聞紙上では連日報道されて、県議会でもこれはかなり大きな問題になっているんです。談合を取り仕切った天の声というの暴露されて、有力政治家の名前まで登場して、これに関係した政治献金までが動いたという報道がいろいろされております。こういう問題について、これは私、建設省にというか建設大臣にお尋ねをしたいのでありますけれども、実態を把握されていらつしやるか、問題点をつかんでいらつしやるか。

○政府委員(高橋進君) 御指摘の件につきまして、昨年暮れに現地の新聞報道があつたということを知つたものでございまして、一応、私も直接の所管している事業ではございませんけれども、建設行政を所管している観点から事情を県にお聞きしました。鹿児島県からお聞きしましたのが、その結果によりますと、鹿児島県がそういった新聞報道について、疑惑等について調査いたし

ましたところ、談合等の事実はないというふうな県から報告を受けております。

○山中都子君 通産省は、この点について何か把握されているかどうか、お答えください。

○説明員(横川浩君) 先ほどの私の答弁、一言付言させていただきますと思ひますが、県が今やつておられます埋立工事につきましては国のかわりというところでございまして、もう少し平たく申しますと、石油公団が将来買い上げるということに期待をされておられるわけでございまして、実際には造成工事が終了いたしました段階で、果たしてその造成された土地が備蓄の基地用の土地として適切であるかどうかということも十分確認いたしまして、その段階で確認されれば購入する、また言葉をかえれば、もし万一それが不適地ということとでございましたら買わないこともあるというふうな意味合いになっておられるわけでございまして。

そういうことで、私もいたしましては、今回の埋立工事はあくまでも県の仕事であるというふうに考えておられて、その具体的な入札につきまして、私もやはり石油公団が余りあれこれ申し上げるという筋合いのものではないのじやないかと思つております。しかしながら、県の方から、今建設省からも御答弁がございましたが、そういったようなことで厳正に御調査を県の方でされたようございまして、その結果、報道されたような談合の事実は確認されなかつたというふうに報告を聞いております。

○山中都子君 わずかな時間ですので、きょうの機会にとことん詰めて明らかにするということができないうのは残念でありますけれども、ぜひ建設大臣にもお聞きいただきたいんですが、これは一つの新聞です。たくさん、いろいろな新聞に出て

これは南日本新聞なんですけれども、有力国会議員の威を借りた同秘書が、鹿児島県内の入札行政を牛耳り、天の声を乱発し金を強要、業者をいじめ抜いている現実に、もう耐えられなくなつたからだという。

こう言つて、実際に天の声によつて利益を受けた業者が、この新聞記者の取材に対してずつと答えているんですね。

それで、

天の声とは有力政治家やその秘書などが、特定の業者から裏金（ワイロ）を受け取ることを条件に、公共工事の発注官庁に圧力をかけて指名に入れ、半ば脅迫的に他の業者を説き伏せ、不正に落札受注させる構造汚職をさす。

その裏金は「億以上の工事の時は工事代金の二、三％、億未満の時は五％が相場。今回の志布志湾第一期工事でも落札金総額は約三十二億円だから、このうちから六千万—一億円の金が天の声筋に支払われるはず」

であるということを暴露しているんですね。

それで、これは、

天の声を出してもらつた業者は帳簿に載らない裏金をねん出し、銀行振り込みでは「足」がつくので、東京・永田町の議員会館で直接現金を渡す。

こういうのがたくさん書いてあるんですよ、時間がなくて御紹介できないのが残念なんですけれども。

つまり、大隅半島の鹿児島三区、その有力国会議員、その秘書、そうした人々の牛耳るこの大工事の指名、この問題が県議会でも大きな問題になつてきている。建設省も通産省も、県から事情をちよつと聞いたけれどもそういう不正は行われていないようであるといふも簡単におつしやるけれども、これはそんな簡単なものではない。私は、現実に五月の末に現地へ行きまして調査をしてまいりました。そんな簡単に形式的におさめられるものではないので、この点については、あえて建設大臣の政治家としての、やつぱり清潔な政治、国民の政治に対する信頼、そうしたものに就いてしっかりと受けとめていただかなければならないという立場から重ねて申し上げて、大臣からは後でまとめて御意見を伺いますので、ちよつと待つてください。

それで、この備蓄基地をつくる上での埋め立て、これに対して必要な採石、この採石が問題になつていふんですね、こういう利権が絡まつてきますでしよう。ですから、北九州の白島備蓄基地でも全く同じような大問題になつたわけですから、今度の埋立造成事業のために大量の骨材や資材が必要となつて、そのための採石場を確保するというのがウの目タカ目の物色され、それが争奪され、そしてそういうものに群がるといふ、そういう利権に群がるそうした行為が横行しているということがこの現地の一つである高山町で行われていふ。

私は具体的にはこの高山町の問題を調査してきただけですけれども、現在、採石場が三カ所あつて、現実に港湾工事に採石を運び出してしまつた。ところが、その高山町の後田地区にある高山採石という会社の採石場については現地で大きな問題をくり出していふんですね。それは何かといふと、第一にはこの採石業者が行つていふ採石運搬の違法性、つまりその採石したものを運搬する道路、こういうものも他人の道路を許可なしに、県に申請したものとは違ふ道路を許可なしに使つていふという問題が一つあります。

もう一つは、その採石の山、彼らがそこで一山当てようとしていふのだと思ふんですけれども、その山との関連で下の方にかんがい用水、ため池があるんですね。やつぱりその山が採石で崩されていふたら完全に鉄砲水その他による被害もつて農業が大きな被害を受けるということ、長い歴史の中で農民の方たちが本当にみんな確信を保持つてそういう不安を持つておられるわけなんです。そういう二つの大きな問題もあるんですけれども、こういう問題で、その農家の三百戸の方たちが本当に長い間こうしたものについての反対を主張され、そしていろいろの問題も出し、意見も出してこられた。しかし、今申し上げましたような仕事が横行されていふという事象があるんですね。

採石場については、通産省の出先である、これは福岡通産局となるんですか、九州の通産局が調査を行つて、その調査結果が出ていふというふうな聞いておられますけれども、この点についての御報告をいただきたい、どういふ調査結果が出ていふか。

○説明員（林暉君） 本年三月に福岡通産局が高山採石を調べておられますが、これは採石災害防止技術指導員が高山採石の原石山の開発計画を指導するために調査をいたしまして、三十日付で調査報告が取りまとめられていふものでございふ。

申し上げますので、開発計画に関する資料でございまして、調査結果につきましては、私企業に対する指導に関するところなので公表することを控えさせていただきます。

○山中都子君 私、今この二つの問題についてだけでもこういう問題があるのだ。現実には私が見てきましたけれども、県に彼らが、つまり業者が許可の申請を出して運搬道路と全然別な道路を、それも人の道から、その道路の持ち主はそのことについて承認をしていふわけなんです。そういうところを勝手に使つて例えば運搬をするとか、そういう問題があるし、また農業用かんがいのため池の鉄砲水の危険だとか、そういうことについて、あなた方はそんな調査はなさなかつたといふことなんです。そういうことについては別に調査の中に入つていふということですか。

○説明員（林暉君） 採石法三十三条に基づく採取計画の認可というものは、都道府県知事にゆだねられております。したがつて、御指摘のような内容につきましては、御指摘のようにならなければいふ立場にございふ。御承知のようには、都道府県知事が岩石の採取計画を認可する際には、資源エネルギー庁が定められた採石技術指導基準書によりまして、採石方法、採石跡地の措置等、これらがかんがい用水の云々ということにかかわるのかと思ひますが、具体的な基準に照らして判断するとともに、地元市町村の意見を聞

きまして認可をしていふわけにございふ。また、採石業者が認可されました計画に従ひまして岩石を採取する場合には、法に定められた義務が生ずるわけにございふ。また、都道府県知事は事業所への立入検査を法四十二条によりましてできるわけにございふ。かような場合は、災害発生のおそれのある場合は都道府県知事は災害防止のための措置をすることを命ずることが法三十三条の十三によつて行われることになつていふ。申し上げましたように、都道府県にゆだねられておられますものでございまして、私どもは具体的な詳しい内容については承知しておりません。

○山中都子君 初めに私が石油備蓄基地の持つ性格といふふうなものについて通産省の御見解も伺ひしたゆゑはそこにあります。私は今何も採石法をあなたに解説していただくことをお願いしてゐるわけではなくて、大変重要な短い質問時間でそういう講義をされるのは大変困るのであります。問題は、そういう事態が起こつていて、業者が実際にそういう暴力的な行動まで含めた横暴な採石事業をし始めていふし、またしようとしていふ。これは新聞報道にもたくさんありますけれども、反対する農家の方たちに暴力団まがいの人間を差し向けて、それで脅迫行為で反対をやめさせるとか口をふさがせるとか、そういう事態もあつたんです。頻りにあつた。それが新聞にも報道され、県議会でも問題になつていふ。そういう事態が現実にあるわけなんです。

ですから、私は建設省にも通産省にもここでぜひお約束をいただきたいと思ひますことは、あなた方は形式的に県に聞いた範囲ではそういうことはなかつた、法律上これは県の仕事であるから中央の政府は余り関係ない、通産省は関係ないのだから建設省は関係ないのだから、そういうことではなく、政治の立場からいふ——実際に県の方でも、私が県の方の調査を経て受けてきたものは、この高山採石が許可になつた期間が切れたものですから六月六日に許可の申請書を再度出してき

けれども、やっぱり山は余りいい石も出ないというところもわかってきているし、そうした書類上の不備もあるし、そのほか県が認可した以外の道路を不法に使うみたいなそういう不当なこともやっているの、県としては今後本件についてはいろい問題があるので慎重に対処したいと考えているという意見も述べているということも伝えられております。

したがって、そういう官僚的なとか形式的なことでも処理なさるのではなくて、現実には私も聞いて調査してきたそういうことをするきつかけになったのは、本当に切実な訴えがあったんです。法治国家のこの日本で、幾ら有力な政治家がいるからといって、幾ら有力な政治家の秘書だからといって、そういう力をバックにして自分たちが先祖代々ずっと一生懸命守ってきた農地そして農業を破壊するおそれのあるそのような横暴さもあるやり方、暴力行為があつても警察さえも動いてくれないでこれがまかり通る、これが日本の政治の実態でよろしいのかというそういう切実な訴えがあつたんです。

それで、私も現地に調査に行きました。そして、その訴えの裏づけがあるということも確認してまいりました。もつと多くの資料がありますけれども、私に与えられた質問時間が終わりになりましたので、ぜひとも細かい具体的な、法律がどうのこうのということよりはよろしいから、今申し上げました趣旨はおわかりだと思ひますので、その農民の苦衷にこたえるという立場で、正義の立場に立つて建設大臣にぜひとも積極的にこの点について少くとも調査をしてくださる、そのお約束をいただきたいということで質問は終わりますけれども、いかがでしょうか。

○説明員(林暉君) 資源エネルギー庁といたしましても、今後とも鹿児島県と密接な連絡をとりつつ、適時適切な採石法の運用に努める所存でございます。

○国務大臣(木部佳昭君) 建設業者が法令に違反

する行為を行つてはならないことは当然でございます。関係法令を遵守して適正な活動を行うよう、機会あるごとに業界を指導してまいっているところでございます。

公共事業の入れにかかわる問題につきまして、たしか昨年の二月でございますが、公正取引委員会から独禁法の指針が公表されておるわけですが、したがって、私も建設省といたしましては、その指針を正しく理解して、いやくも独禁法に違反するというような行為を行うようなことは絶対ないように指導をいたしておるところでございます。

○山中都子君 一言だけお願いします。今私が提起いたしました問題、それについてやはり建設省として、国として、通り一遍の調査でなくて、県がこう言つていますというさつきのお答えにとどまらない、中身、農民の皆さんが切実に言つておられるそういうことに照らして、ぜひとも調査をしていただきたい。今の大臣の御答弁の中にそういう趣旨が入つておられることが当然であるとするならば、それはそれで結構でございますけれども、そのことを重ねて要求しておきたいと思ひます。

○国務大臣(木部佳昭君) 採石は通産省ですから。○山中都子君 いや、建設の関係だつてあるからお願ひしているわけですよ。

○山田勇君 関西新空港に關連してお尋ねをいたします。

関西新空港の建設は漁業補償の問題や前島建設などいろいろありますが、建設省近畿地方建設局は、新空港と大阪都心を結ぶ湾岸道路と近畿自動車道と歌山線につながる空港連絡道路の二つのルートに計画原案を決め、これを五月二十七日に大阪府に提示しましたが、この概要について説明をお願いしたいと思ひます。着工の予定時期などについて聞かしていただければ幸いです。

○政府委員(田中淳七郎君) まず、先生御指摘の湾岸道でございますが、それにつきましては簡単に申し上げますと、御案内のように、大阪湾岸道路

は、大阪湾に沿ひまして神戸市垂水区から大阪府泉佐野市に至る延長約九十キロメートルの幹線道路でございます。現在、大阪市港区港崎から堺市三宮間約八キロメートルを阪神高速道路大阪湾岸線として供用しております。堺市三宮から泉大津市臨海町間約十一キロメートルについて事業を実施しております。

今回、大阪府に對しまして都市計画決定の原案を提示しましたのは、泉大津市臨海町から泉佐野市に至る約十七キロメートルの区間でございまして、その計画の主な内容は、幅員が二十・二五メートル、車線数が四車線、設計速度が時間当たり八十キロの自動車専用道路でございます。南大阪湾岸整備事業埋立地、通称前島と言つておりますが、そこにおいて空港連絡道路、これは仮称でございますが、及び空港連絡橋、これも仮称でございますが、及び接続することとしております。

今後は、大阪府が都市計画決定のための手続を実施することになりますが、この手続が進むのを待ちまして事業化に踏み切ることとなるかと思ひます。全体事業費は、現段階でおおむね二千八百億円を見込んでおります。

さらに、もう一つの関西新空港の連絡道路、近畿自動車道と新空港を結ぶものでございますが、関西新空港前面と近畿自動車道と歌山線とを結ぶいわゆる空港連絡道路は空港アクセス道路として非常に重要な路線であると認識しております。空港連絡道路につきましては、大阪府等関係機関と計画調整を進め、昭和六十年五月二十七日、大阪府に對しまして都市計画決定のための原案を提示したところでございます。

当該道路は、延長約六・五キロメートルで、自動車専用部及び一般部から成つております。専用部が六十二メートル、車線数は四車線、設計速度は時間当たり八十キロの自動車専用道路であります。一般部につきましては、四車線または二車線の計画となっております。

御案内のように、標準的な幅員は、先ほど六十

二メートルと申し上げましたが、一部国鉄と南海電車が高架として併設するところがございますので、そのあたりは幅員が八十メートルを考へております。

先ほどの臨海湾岸線と同様でございますが、大阪府が都市計画決定のための手続を実施することになります。その手続が進むのを待ちまして事業化することになっております。

なお、全体事業費は、現段階でおおむね八百億円と見込んでおります。

以上でございます。

○山田勇君 高速道路の建設には国の財政投融資が使われますが、この二つのルートの建設に必要な財源の確保の見通しはどうなつておりますか。また、近畿に傾斜配分することなど含めて、見通しを聞かしてほしいと思ひます。

○政府委員(田中淳七郎君) 関西新空港に關連します道路事業につきましては、現在、国土庁を中心といたしまして、今後作成される予定の関西国際空港関連施設整備大綱、仮称でございますが、その中で示すことになっておるもので、現在、関係各省庁、地方公共団体と連絡をとりながら検討を進めておるところでございます。

御指摘の湾岸道路及び連絡道路の建設もこの整備大綱に基づきまして計画的に実施したいと考えておりますが、その建設には御案内のように非常に莫大な金が必要となります。このため道路予算全体の確保が最も重要であり、今後とも道路特定財源の確保を図るとともに、有料道路事業の活用を図るなど工夫を凝らし、必要な事業費の確保に努めてまいりたい、かように考へております。

○山田勇君 湾岸道路は、旧泉大津港、忠岡港、岸和田港、佐野漁港などの港内を高架が横切るため、港湾の改造を必要としております。また、大阪府内でただ一カ所の二色の浜海水浴場も通ることになるかと思ひますが、これらについて地元との話し合いなど十分な配慮が必要だと考へておりますが、その点いかがでしょうか。

○政府委員(田中淳七郎君) 先生ただいま御指摘

願 請願者 北海道阿寒郡阿寒町十六線三〇阿寒町長 佐藤八夫

この請願の趣旨は、第六六二六号と同じである。

第七二二〇号 昭和六十年六月四日受理

町村の実施する公共下水道の整備推進に関する請願者 北海道沙流郡門別町本町門別町長 浦田豊

この請願の趣旨は、第六六二六号と同じである。

第七二二二号 昭和六十年六月四日受理

町村の実施する公共下水道の整備推進に関する請願者 愛知県知多郡阿久比町卯坂越五〇阿久比町長 山内和夫 外一名

この請願の趣旨は、第六六二六号と同じである。

第七二二三号 昭和六十年六月四日受理

町村の実施する公共下水道の整備推進に関する請願者 神奈川県足柄下郡真鶴町岩二四四ノ一真鶴町長 御守美房 外一名

この請願の趣旨は、第六六二六号と同じである。

第七二三三三号 昭和六十年六月四日受理

町村の実施する公共下水道の整備推進に関する請願者 静岡県田方郡伊豆長岡町長岡三四〇ノ一伊豆長岡町長 杉山一義 外一名

この請願の趣旨は、第六六二六号と同じである。

第七二二四号 昭和六十年六月四日受理

町村の実施する公共下水道の整備推進に関する請願者 山口県厚狭郡山陽町山陽町長 八木正俊

この請願の趣旨は、第六六二六号と同じである。

第七二二五号 昭和六十年六月四日受理

町村の実施する公共下水道の整備推進に関する請願者 宮崎県宮崎郡佐土原町下田島二〇、六六〇佐土原町長 戸敷繁樹 上條 勝久君

この請願の趣旨は、第六六二六号と同じである。

第七二二七九号 昭和六十年六月五日受理

町村の実施する公共下水道の整備推進に関する請願者 宮城県刈田郡七ヶ宿町関一二六七七ヶ宿町長 安藤昭一 外一名

この請願の趣旨は、第六六二六号と同じである。

第七二二八〇号 昭和六十年六月五日受理

町村の実施する公共下水道の整備推進に関する請願者 埼玉県北足立郡吹上町富士見一ノ一吹上町長 峯岸徹 外一名

この請願の趣旨は、第六六二六号と同じである。

第七二二八一号 昭和六十年六月五日受理

町村の実施する公共下水道の整備推進に関する請願者 鹿児島県日置郡伊集院町郡一、〇三三伊集院町長 養輪三九馬 井上 吉夫君

この請願の趣旨は、第六六二六号と同じである。

第七三三三六号 昭和六十年六月六日受理

町村の実施する公共下水道の整備推進に関する請願者 岩手県紫波郡紫波町日詰西裏二三ノ一紫波町長 福田嘉一郎

この請願の趣旨は、第六六二六号と同じである。

第七三三七号 昭和六十年六月六日受理

町村の実施する公共下水道の整備推進に関する請願者 茨城県稲敷郡牛久町柏田三、三〇九ノ一七牛久町長 大野正雄 外一名

この請願の趣旨は、第六六二六号と同じである。

第七三三八号 昭和六十年六月六日受理

町村の実施する公共下水道の整備推進に関する請願者 京都府綴喜郡田辺町田辺辻四〇田辺町長 原田喜代次

この請願の趣旨は、第六六二六号と同じである。

第七三三九号 昭和六十年六月六日受理

町村の実施する公共下水道の整備推進に関する請願者 京都府相楽郡木津町木津南垣外一〇ノ九木津町長 平田吉雄

この請願の趣旨は、第六六二六号と同じである。

第七三四〇号 昭和六十年六月六日受理

町村の実施する公共下水道の整備推進に関する請願者 静岡県田方郡修善寺町修善寺町

長 小森泰次 外二名

この請願の趣旨は、第六六二六号と同じである。

第七三三三三三号 昭和六十年六月六日受理

町村の実施する公共下水道の整備推進に関する請願者 熊本県飽託郡北部町鹿子木六四ノ一北部町長 緒方泰之

この請願の趣旨は、第六六二六号と同じである。

第七三四二二号 昭和六十年六月六日受理

町村の実施する公共下水道の整備推進に関する請願者 群馬県北群馬郡伊香保町一、六ノ一伊香保町長 深井正昭 外一名

この請願の趣旨は、第六六二六号と同じである。

第七三四三三三三号 昭和六十年六月六日受理

町村の実施する公共下水道の整備推進に関する請願者 宮城県柴田郡柴田町船岡中央二ノ三ノ四五柴田町長 平野博 星 長治君

この請願の趣旨は、第六六二六号と同じである。

第七三四四四四四号 昭和六十年六月六日受理

町村の実施する公共下水道の整備推進に関する請願者 山口県熊毛郡大和町大和町長 轟 渡 外一名

この請願の趣旨は、第六六二六号と同じである。

第七三四五五五五号 昭和六十年六月六日受理

町村の実施する公共下水道の整備推進に関する請願者 松岡満寿男君

請願者 広島県芦品郡新市町新市一、〇六

一ノ一新市町長 岡川香

紹介議員 宮澤 弘君

この請願の趣旨は、第六六二六号と同じである。

六月十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、日本道路公団法等の一部を改正する法律案
(衆)

日本道路公団法等の一部を改正する法律案

日本道路公団法等の一部を改正する法律

(日本道路公団法の一部改正)

第一条 日本道路公団法(昭和三十一年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項に次のただし書を加える。

ただし、公団が、道路債券を失った者に交付するために政令で定めるところにより道路債券を発行し、当該道路債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合における道路債券の発行については、建設大臣の認可を受けることを要しない。

第三十一条第二号中「銀行」を「銀行その他建設大臣の指定する金融機関」に改める。

第三十九条第一項第四号中「第一号」を「第一号及び第二号」に改める。

(首都高速道路公団法の一部改正)

第二条 首都高速道路公団法(昭和三十四年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第二号中「銀行」を「銀行その他建設大臣の指定する金融機関」に改める。

第五十条第四号中「第一号」を「第一号及び第二号」に改める。

(阪神高速道路公団法の一部改正)

第三条 阪神高速道路公団法(昭和三十七年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第二号中「銀行」を「銀行その他建設大臣の指定する金融機関」に改める。

第四十八条第四号中「第一号」を「第一号及

び第二号」に改める。

(本州四国連絡橋公団法の一部改正)

第四条 本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第二号中「銀行」を「銀行その他建設大臣の指定する金融機関」に改める。

第四十八条第五号及び第四十九条第五号中「第一号」を「第一号又は第二号」に改める。

(住宅・都市整備公団法の一部改正)

第五条 住宅・都市整備公団法(昭和五十六年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第五十八条第二号中「銀行」を「銀行その他建設大臣の指定する金融機関」に改める。

第六十五条第一項第三号及び同条第二項第三号中「第一号」を「第一号又は第二号」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

昭和六十年六月二十六日印刷

昭和六十年六月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K